

12. 運転免許停止及び運転免許の効力停止期間の短縮

運転免許効力停止または運転免許証の取消があった場合

[登録事項変更届]

①登録事項変更等届出書（第四号様式）

■ 運転免許停止・取消

添付書類：運転免許停止処分通知書又は仮停止処分の通知書のコピー
運転者証返納届・運転者証

■ 運転免許の効力停止期間の短縮

来 所 時：第二種運転免許証に係る運転免許証（コピー不可）を提示
運転免許証停止期間短縮通知書を提示

郵送申請時：第二種運転免許証に係る運転免許証の写し（別紙様式1）
運転免許証停止期間短縮通知書（コピー）

※ 免許停止期間が40日未満（30日の免停）の場合は登録消除されませんが、停止期間中は営業できません。運転者証は領置扱いとなり事務所で保管し、返納の必要はありません。

※免許停止期間が40日以上（60日以上免停）で講習を受けて停止期間が30日等に短縮されても返納・消除の手続きが必要となります。

※運転免許証の停止期間が終了したら、改めて新規登録をしてください。

※届出は、処分が決定してから7日以上遅れた場合「理由書」も提出してください。

(例:運転免許停止及び運転免許の効力停止期間の短縮の場合)

第四号様式

運転者証の一番上に記載されている番号

※運転免許停止処分通知書の写しを添付して下さい

登録事項変更等届出書																						
登録番号		48-0098765						届出年月日														
		一般社団法人山口県タクシー協会 殿						令和		3年 6月 15日												
運転免許証 の番号	(新)							法第7条第1項第1号に該当		運転免許の効力停止期間の短縮												
	(旧)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	-	0	0	1	2	3	令和3年1月10日から 令和3年2月8日まで 30日間の免許		令和3年1月10日から 令和3年1月10日から 29日短縮
運転免許証 の有効期限	(新)	令和		年		月		日														
	(旧)	令和		年		月		日														
運転免許証の 二種の種類	(新)	1. 大型		2. 中型		3. 普通				法第7条第1項第2号に該当		法第7条第1項第5号に該当										
	(旧)	1. 大型		2. 中型		3. 普通																
氏 名	フリガナ		ヤマグチ タロウ																			
	(新)							事業者	氏名又は		事業者											
	(旧)	山口 太郎							名 称		コード											
住所コード		フリガナ								(新)												
住 所	(新)							(旧)														
	(旧)							住所		(新)												
		届出者の氏名						山口 太郎														
		住所						山口市宝町1-8														

- 注 (1) 運転免許証の番号の欄及び氏名の欄は、運転免許証の番号又は氏名に変更がない場合にも記入するものとし、この場合の記入場所は、(旧)の欄とする。
- (2) 法第7条第1項第1号に該当の欄は、法第7条第1項第1号に該当するに至った事由及びその事由の存続する期間を記入すること。
- (3) 法第7条第1項第2号に該当の欄は、法第7条第1項第2号に該当するに至った事由を記入すること。
- (4) 法第7条第1項第5号に該当の欄は、法第7条第1項第5号に該当するに至った事由を記入すること。
- (5) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。